

★保育料（利用者負担額）を決定するための書類提出について

下表に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

入所後に、下表のA・B・Cに該当された場合、もしくは該当しなくなった場合には必ず届け出てください。

A・ひとり親家庭の場合	「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー
B・同居親族の中に障がい者等がいる場合	「障害者手帳」・「療育手帳」・「特別児童扶養手当証書」のうちいずれかのコピー
C・兄弟が右記対象施設へ通園又は制度の利用をしている場合	通園する認可外保育所、幼稚園等から証明を受けた「在園証明書」、保育料の多子軽減に関する届出書
令和 5 年 1 月 1 日時点で嬉野市外在住の方	①または②のどちらかの提出が必要です。 ①「個人番号（マイナンバー）利用及び特定個人情報提供に係る同意書」個人番号を利用して税額を確認します。個人番号を利用しても、保育料を決定するにあたり必要な情報を取得できなかった場合は、下記の②を提出していただくこともあります。 ②令和 5 年度所得課税証明書 (令和 5 年 1 月 1 日時点で住民票があった市町村から取得してください。)
※令和 6 年 9 月以降入所希望の方や父母いずれかが単身赴任等の方に限る。 令和 6 年 1 月 1 日時点で嬉野市外在住の方	①または②のどちらかの提出が必要です。 ①「個人番号（マイナンバー）利用及び特定個人情報提供に係る同意書」個人番号を利用して税額を確認します。個人番号を利用しても、保育料を決定するにあたり必要な情報を取得できなかった場合は、下記の②を提出していただくこともあります。 ②令和 6 年度所得課税証明書 (令和 6 年 1 月 1 日時点で住民票があった市町村から取得してください。)

【税情報が確認できない場合(税未申告または転入者が課税資料未提出の場合)】

- 市が定める最も高い階層の保育料を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。納付された保育料の差額は遡って還付となります。

【離婚した場合(離婚後も同居している場合を除く)】

- 離婚届提出後、「申請内容変更届」(P8 参照)にて届出を行った翌月から保育をしている保護者のみの税額で算定を行います。
- 離婚調停中はそれを証明する公的な書類(裁判所からの証明や期日呼出状等)をご提出ください。

【祖父母と同居している場合】

- 児童の父母ともに市町村民税所得割が非課税の場合等は、世帯分離に関係なく同居する祖父母等の市町村民税額等により保育料を算定する事があります。

【婚姻した場合】

- ・婚姻日の翌月から新たな保護者(婚姻相手)の市町村民税を合算して算定します。
婚姻届提出後、速やかに子育て未来課または福祉課へ届け出てください。

(3) 保育料（利用者負担額）の算定方法について

- ・保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村民税額及び支給認定区分、年齢区分によって算定します。
- ・保育料は、住宅借入金特別控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除の控除前の市町村民税額で算定します。
- ・保育料は、**毎年9月が保育料の切り替え時期**となります。
4月～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料
9月～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料

(4) 同時に複数の児童が保育施設に在籍する場合の保育料について

複数の児童が保育施設に在籍する場合は、在籍している児童の認定区分により軽減が変わります。

○在籍児童が1号認定を受けている場合

- ・在籍児童が1号認定を受けている場合は、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いるときに最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

○在籍児童が2号認定、3号認定を受けている場合

- ・在籍児童が2号認定、3号認定を受けている場合は、小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いるときに最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
- ・第1子が全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※どちらの場合も就学前の児童は認定を受けて対象施設を利用していることが条件となります。

○多子軽減の年齢制限が撤廃

- ・年収約360万円未満相当『1号認定（幼稚園・認定こども園）の第1～第3階層と2号、3号認定（保育所・認定こども園）第1～第4-2-A階層』の世帯は、生計が同一の兄弟について、多子計算の年齢制限を撤廃します。

※同一生計には市外居住の子も多子軽減の算定児童数に該当する場合がありますので、子育て未来課または福祉課までお申出ください。

○ひとり親世帯等への優遇措置の拡充

- ・ひとり親世帯、障がい者と同一世帯は保育料が軽減される場合があります。

(5) 保育料（利用者負担額）の納付について

- 保育事業の運営において、保育料の納入は不可欠なものです。期限内の納付をお願いします。
- 保育料の納付については入所施設によって異なります。

【私立保育所：保育料の納付は嬉野市に行います】

- 納付書払い 毎月17日頃に保育所を通じて納付書が配布されます。
 - 口座振替 毎月月末にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
 - 申込み窓口 指定口座の金融機関
 - 必要なもの 指定口座の預貯金通帳、金融機関のお届け印
- ※ご指定の金融機関への申請が必要です。

（滞納について）

- 毎月の納期にお支払いがなかった場合は、「督促状」または「催告状」が届きます。納期限を過ぎてお支払いされた場合は行き違いで届くことがありますのでご了承ください。
- 理由なく滞納が続く場合は、退所していただく場合があります。

【認定こども園・小規模保育園：保育料の納付は各施設で行います】

- 施設ごとに納付方法等が異なるため施設に確認をお願いします。